

## 日本における漢字文化の受容と展開

SATO, Makoto / 佐藤, 信

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

72

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

21

(発行年 / Year)

2009-09-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011581>

# 日本における漢字文化の受容と展開

佐藤 信

## はじめに―漢字文化の受容と日本古代国家―

古代日本における漢字文化の受容と学習をめぐっては、かつては中央の大学や地方の国学における教育制度の中で論じられてきたが、すでに三十万点という出土量をもつ木簡をはじめとして、金石文・墨書土器・文字瓦などの出土文字資料の全国的な出現という状況を受けとめて、改めて検討しなくてはならなくなっている（佐藤信「古代における漢字受容」『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年、もと二〇〇一年）。

もともと、倭の大王権力のもとで、渡来系の人々が文筆の能力を以て文書事務を担当した時代に比べて、日本の律令国家が中国にならって中央・地方にわたる中央集権的な官僚制運用のための文書主義を導入したことにより、中央官司のみでなく地方の国府・郡家などにおいても、漢字文化がはるかに広範な範囲で必須のものとなったのであった。漢字・漢文の読み書き能力と、中国的な儒教の教養を身につけた官人、とくに下級官人たちが中央・地方にわたって大量に存在しなければ、中央集権的な国家運営や諸国からの租税徴収は不可能であったといえよう。

漢字文化が官人とくに下級官人たちの必須の採用条件となったことにより、漢字文化が地方では国府・郡家などの地方官衙を中心として地方社会へと次第に浸透していったという図式が描かれることになった。この点は、地方官衙遺跡周辺

を中心として出土文字資料がみられることから、たしかに確認されよう。

ただし、最近では日本列島各地の地方官衙遺跡から出土した木簡などにより、七世紀代にさかのぼって地方豪族たちが積極的に漢字文化を受容していた様相が明らかになってきた。これによって、上から下への漢字文化の浸透という図式に対応して、地方豪族たちの側にも主体的な漢字文化受容の姿勢が存在していたことがわかってきた。こうした地方豪族たちの動向を前提として、はじめて漢字文化の地方社会への波及が可能であったことがうかがえるようになってきたのである。七世紀後半の比較的短期間のうちに日本律令国家が確立していった背景として、こうした動向をふまえる必要がある。

また、この時代の日本列島における漢字文化の受容と展開は、単なる漢字文化としてのみではなく、仏教・儒教・律令法制・礼制や先進的な技術体系・文物などと混然一体となった先進文化として受容されたという面があることに、留意しなくてはならない。

こうした日本列島における漢字文化の受容・展開の歩みは、東アジア諸国との関係・交流という国際的契機が日本の古代国家形成に際して極めて重要な役割を果たしたという石母田正の指摘（『日本の古代国家』岩波書店、一九七一年）とも、対応する。ここでは、七世紀後半や八世紀前半に、古代日本の天皇・貴族や地方豪族たちが、どのような形で漢字文化をはじめとした法律制度・仏教・儒教などの先進的な文化を東アジア諸国から受容し、さらにそれが展開したのかを、出土文字資料などによりつつ、検証してみたい。

## 一 七世紀における貴族の漢字受容

### 1 倭国の貴族と渡来僧

六世紀末に隋が中国を統一し（五八九年）、高句麗遠征（五九八―六一四年）を始めると、東アジア諸国は激動の時代を迎えた。七世紀初めの蘇我馬子（一六二六）・厩戸王（聖徳太子、五七四―六二二）の外交により、倭国は、再び中国に向けて遣隋使を派遣するようになる。六〇〇年の遣隋使記事（『隋書』）につづけて六〇七年には遣隋使小野妹子が隋に

渡った。この時期の倭国の貴族たちは、厩戸王（聖徳太子）が高句麗僧の慧慈から仏教を学び、百済からの博士覚智に儒教などを学んだ（『日本書紀』推古元年〔五九三〕四月己卯条・推古三年〔五九五〕五月丁卯条）ことにみられるように、渡来僧たちから多くを学んだのであった。

また、次の世代の藤原鎌足（中臣鎌足、六一四～六六九）も、高句麗からの渡来僧道顕（道賢）と近い関係にあったことが知られる（『藤氏家伝』上巻鎌足伝・貞慧伝）。藤原鎌足は、長子の貞慧（六四三～六六五）を僧侶とし、白雉四年（六五三）の遣唐使で唐にまでおもむかせていることは、この時代の貴族の中にあつた対外観・僧侶観を示唆している。僧侶は、先進知識を身につけた存在であり、同時に東アジアにおいて国境を越える存在でもあつた。

王権藤原の近畿地方だけではなく、渡来人が日本列島の各地に展開して地方社会にも影響を与えていたであろう様子は、蘇我馬子が、安置した百済将来の仏像をまつるための僧を国内四方に探させたところ、播磨国で高句麗から渡来した還俗僧の恵便を見つけ出して、自らの仏教の師としたという話（『日本書紀』敏達十三年是歳条）にうかがうことができ。中央貴族だけではなく、地方社会においても、先進知識を身につけた渡来僧・渡来人たちが地方豪族たちによって重用されたことを推測してもよいのではないだろうか。

## 2 留学生・留学僧の帰国

六〇八年（推古十六）、来倭した隋使裴世清を送るために派遣された遣隋使小野妹子とともに隋におもむき、隋から唐にかけての時代に長期にわたつて先進文明を学んだ留学生・留学僧として、高向玄理（～六五四）・南淵請安・僧旻らが知られる。六三二年（舒明四）に僧旻、六四〇年（舒明十二）に高向玄理・南淵請安らが帰国すると、倭国の中央貴族の子弟たちは、争つて彼等から先進知識を吸収した。

『日本書紀』皇極三年（六四四）正月朔条には、中大兄皇子（天智天皇、六二六～六七二）や中臣鎌足たちが南淵請安のもとで「周孔の教」を学んだとみえ、『藤氏家伝』（上巻鎌足伝）には、政治権力を掌握していた蘇我入鹿（～六四五）や中臣鎌足をふくむ大夫層貴族の子弟たち（「群公の子」）が集まつて、旻法師の堂で『周易』を読み、多くのことを学ん

だという。

隋・唐から帰国した留学生・留学僧たちが、漢字文化・仏教にとどまらない広範囲の先進文明・知識を伝えて、七世紀半ばからの律令国家の形成に及ぼした政治的・文化的影響は、計り知れないほど大きい。そして、僧侶の旻が外典の儒教の古典『周易』を講じたと伝えるように、この時代の大陸の先進文化は、仏教・儒教・漢字文化・礼制などが一体として受けとめられていたものといえよう。

### 3 百済からの亡命貴族

七世紀半ばに唐が高句麗遠征をはじめると、朝鮮半島の高句麗・百済・新羅三国や倭国は、激動の時を迎え、国際的危機に対応した国家的集中が目指された。唐と新羅が連合して百済・高句麗を攻撃するという枠組みが形成され、六六〇年代になると、ついに唐・新羅連合軍は百済（六六〇年滅）、続いて高句麗（六六八年滅）を滅ぼす。そして、その後は新羅が唐勢力の排除に成功して、朝鮮半島における支配を確立する。

倭国は、六六〇年の滅亡後も頑強に抵抗を展開した百済復興勢力からの要請に応じて、百済救援のための大軍を派遣するが、六六三年に白村江の戦いで唐・新羅連合軍に対して決定的な敗北を喫した。その前後の過程では、多くの百済や高句麗・新羅の人々が日本列島に渡って来た。

直接的には、六六五年（天智四）八月に、百済から渡来した貴族達によって長門城（山口県）・大野城（福岡県）・椽城（福岡県・佐賀県）などの古代朝鮮式山城が築かれたことなどが名高い（『日本書紀』）が、彼らの影響は多方面にわたった。特に百済から亡命して来た貴族達は、中央の政治・文化にも大きな影響を与えた。また、とくに東国に「安置」された百済・高句麗・新羅からの多くの渡来人たちは、各地に新しい文化・技術を伝え、東国の開発に大きな影響を与えた。大友皇子

天智天皇が後継者とし近江朝廷を主宰させた大友皇子（六四八〜六七二）は、「文武の材幹有り」といわれて『懷風藻』冒頭に漢詩を伝える漢字文化に親しんだ人物であったが、身近に「賓客」すなわちブレンンとして、百済からの亡命貴族

である沙宅紹明（六七三）・塔本春初・吉太尚・許率母・木素貴子たちを抱えていたことは、大変象徴的である（『懐風藻』大友皇子伝）。彼らは、同時に倭国の位階や官職を与えられて、それぞれの得意とする法律・学術・兵法・薬学・儒教・陰陽などの分野を活かしつつ、国家組織の官僚制においても重要な人材として位置づけられている（『日本書紀』天智十年正月是月条）。

◎『懐風藻』大友皇子伝

年甫めて弱冠（二十歳）、太政大臣に拜され、百揆を総べて試みる。皇子博学多通、文武の材幹有り。始めて万機を親しめすに、群下畏服し、肅然にあらずといふこと莫し。年二十三、立ちて皇太子と為る。広く学士沙宅紹明・塔本春初・吉太尚・許率母・木素貴子等を延きて、賓客と為す。太子天性明悟、雅より博古を愛ます。筆を下せば章と成り、言に出せば論と為る。時に議する者其の洪学を歎かふ。未だ幾ばくもあらぬに文藻日に新し。壬申の乱に会ひて、天命遂げず。時に年二十五。

◎『日本書紀』天智十年（六七二）正月是月条（大友皇子太政大臣時代）

是の月に、大錦下を以て、佐平（百済官位の第二）余自信・沙宅紹明へ法官大輔ぞに授く。小錦下を以て、鬼室集斯へ学職頭ぞに授く。大山下を以て、達率（百済官位の第二）谷那晋首へ兵法に閑へり。焯日比子賛波羅金羅金須へ薬を解れり。吉大尚へ薬を解れり。許率母へ五経に明なり。角福牟へ陰陽に閑へり。焯山下を以て、余の達率等、五十余人に授く。

大津皇子

また、天武天皇の子である大津皇子（六六三～六八六）は、文武に優れて人望のある皇子であったが、新羅僧の行心をブレンとしていたことが知られる（『懐風藻』大津皇子伝）。後に、叔母にあたる持統天皇（天武天皇皇后）が自分の産んだ草壁皇子への皇位継承を目指したことから、天武天皇没後に謀反の嫌疑をかけられ、大津皇子が死をたまわったことはよく知られる。『懐風藻』には、「天文卜筮」にもたけていたという新羅僧行心が「逆謀を進」めたとき、有力な

皇位後継候補である大津皇子の力強いブレンンとして新羅からの渡来僧行心の存在をとらえることができよう。大津皇子も『懐風藻』に漢詩を伝えるが、漢字文化の面でも、行心との交流は意味をもったのであろう。

◎『懐風藻』大津皇子伝

(大津) 皇子は、浄御原帝(天武天皇)の長子なり。状貌魁梧、器宇峻遠。幼年にして学を好み、博覧にして能く文を属る。壮に及びて武を愛み、多力にして能く剣を撃つ。性頗る放蕩にして、法度に拘れず、節を降して士を礼びたまふ。是れに由りて人多く附託す。時に新羅僧行心といふもの有り、天文卜筮を解る。皇子に詔けて曰はく、「太子の骨法、是れ人臣の相にあらず、此れを以ちて久しく下位に在らば、恐るらくは身を全くせざらむ」といふ。因りて逆謀を進む。此の註誤に迷ひ、遂に不軌を凶らす。嗚呼惜しき哉。彼の良才を蘊みて、忠孝を以ちて身を保たず、此の奸豎に近づきて、卒に戮辱を以ちて自ら終ふ。古人の交遊を慎みし意、因りて以みれば深き哉。時に年二十四。

このように、七世紀代の皇位継承候補となるような皇子達のブレンンとして、百済からの亡命貴族や新羅からの渡来僧たちが存在したことは、厩戸王の例をみても、当時として一般的なことであったとみるべきであらう。ただし一方で、亡命貴族が官僚となることはあっても、大臣や議政官(大夫)にまでのぼることはなかったことも、留意しておきたい。

二 七世紀における地方豪族の漢字受容

1 地方豪族の漢字受容

(1) 備後国三谷郡の地方豪族

『日本書異記』(上巻第七)には、六六三年の白村江の敗戦から帰国した備後国三谷郡(広島県三次市)の地方豪族が、出征の時に「無事に帰国出来たら諸神祇の為に伽藍を造立する」と誓願していたことを受けて、百済国人の禪師弘済を招いて共に帰郷し、立派な伽藍をもつ三谷寺を建てたという話がある(佐藤信「白村江の戦いと倭」『韓中日シンポジウム 百済復興運動と白江戦争』公州大学校百済文化研究所、二〇〇三年、佐藤信「古代地方豪族の漢字文化受容と文学」『無名の万葉集』風間書院、二〇〇五年)。

◎「日本靈異記」上巻 第七「亀の命を贖ひて放生し、現報を得て、亀に助けらるる縁」

禪師弘濟は、百済の国の人なり。百済の乱るる時に当りて、備後の国の三谷の郡の大領の先祖、百済を救はむが為に軍旅に遣さる。時に誓願を發して言はく、「若し、平く還り来らば、諸神祇のために伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。すなはち、禪師を請けて、相共に還り来る。三谷寺はその禪師のもちて造立する所の伽藍なり。多く諸寺に超え、道俗觀て共に欽敬をなす。禪師尊像を造らむが為に京に上り、財を売り既し金丹等の物を買ひ得て、還りて難波の津に到る。…

この説話では、百済からの渡來僧弘濟は、仏像を造る資材を求めるため飛鳥の都の市に向いて「金丹等の物」を購入し、難波津から船出して瀬戸内海を備後国まで戻るコースをたどったのだった。地方豪族による造寺といえども、飛鳥にある中央の市場で存分に資財を調達するだけの財力を持っていたこと、そして早くから仏教受容に努めていたことは注目される。そしてこの三谷寺は、発掘調査された備後寺町廢寺（広島県三次市）のことであることが明らかにされている（三次市教育委員会「三次市の文化財」一九八七年など）。寺町廢寺は、広島県東部地方において「水切り」をもつ特徴的な百済系軒丸瓦が分布するその中心となっており、「多く諸寺に超え、道俗觀て共に欽敬をなす」と伝える『日本靈異記』の記載が考古学的に裏付けられるのである。

このように、内陸にある備後国三谷郡の郡司氏族の祖は、六六三年以前という早い時代から仏教や漢字文化をふくむ先進文化の受容に積極的であったのであり、参戦した白村江の敗戦にも憶することなく、百済僧を招いて寺院の伽藍を営み、備後地方に大きな文化的・社会的・技術的な影響を及ぼすことに成功したのであった。瓦葺きの三重塔や金堂などをもつ伽藍の建立は、仏像・經典の整備などとも合わせて、様々な最先端の手工業技術の編成を三谷郡郡司氏族が手中にしたことよって、はじめて達成できたものといえよう。この造寺を通して、彼らは改めて備後地域や三谷郡内における支配的地位を確立したものと思われる。

このように、西国の地方豪族たちは、独自のルートや様々なチャンネルを求めつつ、海外の先進的な文化の受容に積極的であったことが、『日本靈異記』の説話からうかがえるのである。



## (2) 阿波国造氏族

観音寺遺跡(徳島市)は、八世紀に阿波国の国府が置かれた地であり、古墳時代以来の阿波国造氏族の本拠地に接した遺跡である。この遺跡からは、七世紀の第2四半期にさかのぼる隷書様書風で書かれた『論語』(学而篇)の習書木簡をはじめ、手習いの始めに習書された「難波津の歌」の習書木簡、万葉仮名で漢字の訓を記した「字書」を記した木簡などが出土して注目されている(徳島県埋蔵文化財研究会「観音寺木簡―観音寺遺跡出土木簡―」一九九九年)。

まだ律令的「国」の形成以前、いわゆる「大化改新」よりさかのぼる可能性のある七世紀前半から、阿波の地方豪族が、積極的に漢字文化や儒教を導入していったことが知られるのである。倭国の大王権力を介さずに、瀬戸内海経由で中国大陸・朝鮮半島の情報と緊密に結びついていたといえよう。

## ◎観音寺遺跡出土木簡

◇・子曰學而習時不孤□乎□白朋遠方來亦時樂乎人不□亦不慍(左側面)

(他面略)

長(六五三) mm×幅(二五)×厚一四mm ○六五型式

## ◇奈尔

奈尔波ツ尔昨久矢己乃波奈□

(一六〇)×(四三)×六 ○一九

◇・□安子□比乃木較

□少司椿ツ婆木

・近□□

□マ□

(七九)×(三一)×六 ○八一

## (3) 科野(信濃)国造氏族

東国信濃国の屋代遺跡群(長野県千曲市)は、千曲川が大きく湾曲しながら流れの傾斜を变换する盆地の右岸自然堤防上に位置し、河川交通と陸上交通の要衝に当たる遺跡である(長野県埋蔵文化財センター「長野県屋代遺跡群出土木簡」一九九六年)。近くに森將軍塚古墳などの有力古墳が立地し埴科郡家も近くに推定されるなど、科野(信濃)国造の本拠地の遺跡である。この遺跡からも、七世紀の天智天皇時代にさかのぼる木簡、六九八年(戊戌年)の出拳関係かと思われる

る木簡や、八世紀初頭の「論語」習書木簡などが出土している。やはり七世紀半ば過ぎから国造クラスの地方豪族が漢字文化・儒教の受容に積極的であったことが分かる。

◎屋代遺跡群出土木簡

◇・乙丑年十二月十日酒人

・「他田舎人」古麻呂

(二二二) × (三六) × 四 ○一九

乙丑年は天智四年すなわち六六五年の年代であり、白村江の敗戦の二年後で壬申の乱より以前、信濃国に恒常的な国府が営まれる以前の木簡である。異筆と考えられている「他田舎人」の部分などは、細身の正好きな楷書の書風を示しており、先進的で「都ぶり」の書風といってよいのではないか。ウヂ名の「他田舎人」が示すように、トネリなどとして畿内の王族・豪族などと結びつく中で、七世紀の信濃の地方豪族が主体的に漢字文化を導入したことを背景として推測することができる。

◇・○

戊戌○年八月廿日

酒人マ

荒馬

束酒人マ

東

酒人マ

穴人マ

万呂

酒人マ穴人マ万呂

○穴マ

大

マ

穴人マ

大

麻呂

五五五 × 三七 × 四 ○一一

上記乙丑年に続く戊戌年すなわち六九八年（文武二年）の木簡で、人名と類稻の束数を記しており、秋の出挙収納などに関わる木簡か。上端部に小孔が穿たれており、同様の木簡が二次的に束ねられるという帳簿文書木簡の利用法がうかがえ、浄御原令制下（六八九〜七〇一）における文書の作成・処理システムが信濃の地方豪族に取り入れられていた姿が示されている。

◇子曰學是不思

(二〇二) × 二一 × 四 ○一九

◇・亦樂乎人不知而不愠

日本における漢字文化の受容と展開（佐藤）

屋代遺跡群からも、観音寺遺跡と同様に『論語』学而篇の習書木簡が出土している。出土層位と伴出木簡から地方行政区画が国郡里制の時代（七〇一年〜七二七年）の木簡とみられる。この『論語』習書木簡も、八世紀初頭に信濃の地方豪族が漢字文化とともに儒教の受容に積極的に取り組んでいたことを示している。

（４）那須国造氏族

七〇〇年（文武四）建立の那須国造碑（栃木県那須郡湯津上村）は、東国の地方豪族である那須国造の那須直韋提が、持統天皇時代に「評督」に任命されたことを強調する碑文を持つ。台石上に碑身を載せ笠石をかぶせるという整った形態、硬質の花崗岩に鋭利に刻字する技術、中国の北朝風の達筆な漢字、そして儒教古典に通じた漢文などによって構成されている（田熊信之『那須国造韋提碑文釈解』中国・日本史文研究会、一九七八年再版、田熊信之・田熊清彦『那須国造碑』中国・日本史学文学研究会、一九八七年など参照）。

◎那須国造碑

◇永昌元年己丑四月飛鳥浄御原大宮那須國造

追大壹那須直韋提評督被賜歲次庚子年（七〇〇年）正月

二壬子日辰節珍故意斯麻呂等立碑銘徳云尔（下略）

文頭には、一一年前の則天武后時代にわずか十ヶ月間用いられた短命の元号を用いて「永昌元年」（六八九年）と記されている。『日本書紀』によれば、七世紀後期の遣唐使は、六六九年の派遣の後七〇二年まで空白の時代を迎えており、その期間中に永昌元号は入っている。したがって、短期間の永昌元号の情報は、唐との直接交渉ではなく、この時代にも交流のあった新羅との通交によって日本に伝わったことになる。この場合は、『日本書紀』の持統三年（六八九）四月庚寅条に「以投化新羅人、居于下毛野」とあり、翌持統四年（六九〇）八月乙卯条にも「以帰化新羅人等、居于下毛野」とあるように、新羅から渡来して下野に安置された人々によって、こうした元号や碑の建て方、碑文の構成などの文化知識がもたらされたということになるのである（今泉隆雄「銘文と碑文」『日本の古代14ことばと文字』中央公論社、

一九八八年、坂上康俊「大宝律令制定前後における日中間の情報伝播」『日中文化交流史叢書2 法律制度』大修館書店、一九九七年)。こうした大陸の最新の知識が、東国の内陸にあたる那須の地方豪族にもきわめて迅速に受容されていたことは注目に値する。

七世紀後半には、百濟・高句麗・新羅から渡来した人々が多く東国に「安置」され、例えば武蔵国にはのち新羅郡(新座郡)・高麗郡などの渡来人中心の郡が設置される。それらの渡来人の中には僧侶などの知識人たちも含まれ、こうした人々と関東地方の地方豪族・民衆との間に多様な交流が展開したことの一環を那須国造碑に見ることができ、ここでも、東国の地方豪族が、七世紀末に最新の外国文明・漢字文化を積極的に受容していたのである。

このように、七世紀の日本列島各地の地方豪族達は、様々なルートを通して漢字文化・儒教・仏教など東アジアの先進文化を主体的・積極的に受容しようとしていたのである。こうした地方豪族達の存在を前提とすることによって、はじめて古代日本の律令国家が七世紀後半の短期間のうちに中央集権的な官僚組織を整備することが出来たのである。

### 三 八世紀前半の貴族と漢字文化

#### 1 長屋王

古代の漢詩文集『懷風藻』(七五一年〔天平勝宝三〕成立)の中には、八世紀前期の代表的な皇族政治家である長屋王(729)の邸宅において作られた漢詩が数多く収められている。長屋王の邸宅は、文化・文学サロンでもあり、また、時に外国使節の新羅使などを歓迎する外交儀礼の饗宴が行われ、漢詩が詠みかわされたことが知られる。長屋王邸で詠んだ漢詩を『懷風藻』に残した文人たちは、長屋王家の文化サロンのメンバーとして位置づけられる。そうした長屋王邸に出入りした文人たちの中には、渡来系の文人の名が多くみられる。

◎『懷風藻』 長屋王邸宅で漢詩を詠んだ詩人たちと詩題

境部王(天武天皇の孫)「宴長王宅」

山田三方(渡来系。僧として新羅に学び、のち還俗)「秋日於長王宅宴新羅客」

日本における漢字文化の受容と展開(佐藤)

肖奈行文（高句麗滅亡時に渡来した肖奈王氏の子）「秋日於長王宅宴新羅客」

調古麻呂（渡来系）「初秋於長王宅宴新羅客」

刀利宣令（百濟渡来系）「秋日於長王宅宴新羅客」

下毛野虫麻呂（大学助教、文章博士）「秋日於長王宅宴新羅客」

田中淨足「晚秋於長王宅宴」

長屋王「於宝宅宴新羅客」「初春於作宝楼置酒」

安倍広庭「秋日於長王宅宴新羅客」

百濟和麻呂（百濟渡来系）「初春於左僕射長王宅饗」

吉田宜（祖は加耶の吉氏、僧から還俗）「秋日於長王宅宴新羅客」

箭集虫麻呂（明法博士、養老律令撰修者）「於左僕射長王宅宴」

大津首（僧として新羅に学び、のち還俗。陰陽頭）「春日於左僕射長王宅宴」

藤原総前（藤原不比等の二子）「秋日於長王宅宴新羅客」

藤原宇合（藤原不比等の三子）「秋日於左僕射長王宅宴」

釈道慈（七〇一年の遣唐留学僧）「初春在竹溪山寺於長王宅宴追致辭」

塩屋古麻呂（養老律令撰修者）「春日於左僕射長王宅宴」

新羅からの使節を招いて長屋王邸で宴会を開いた時には、漢字を一字ずつ各自に分配して、その文字で韻を踏んで作詩することが行われており、即興で漢詩が読み交わされたと思われる。もちろん、漢詩を読み合うだけでなく、ご馳走・美酒のもと、管弦の音楽や舞が披露され、歌声も響くという成熟した饗宴であったことが、詠まれた漢詩から知られる。また、『万葉集』には、歌人として名高い山上憶良が神亀元年（七二四）の七月七日に長屋王邸で詠んだ和歌（巻八、一五一九番）が伝えられており、長屋王家の文化サロンで文人たちを招いて七夕の宴が催されたことがうかがえる。

さらに、平城京左京三条二坊（奈良県奈良市）で発掘された長屋王邸宅跡から出土した長屋王家木簡の中には、「渤海」

「交易」などと習書した木簡も見られる。日本に戒律を伝えた唐僧鑑真の伝記「唐大和上東征伝」（淡海三船撰、七七九年〔宝亀十〕成立）によれば、鑑真が初めて持って来た日本についての数少ない知識の一つとして、日本国の長屋王が中国の僧侶達のために千枚の袈裟を贈呈し、その襟には「山川域を異にするも、風月天を同じくす。諸仏子に寄せ、共に来縁を結ばむ」という美しい文章が刺繍で綴られていたという話があった。千枚の袈裟とともにこの文章が唐の各地で広く知られており、その一環として、江淮の地にあった鑑真もその文章を記憶していたのである。長屋王は、東アジアで名を知られる程の国際的文化環境の中に生きた貴族であり、その下に渡来系の人を含む文人たちが集い、漢詩を詠み交わしあう長屋王邸文化サロンがあったといえよう。

## 2 聖武天皇

聖武天皇（首親王、七〇一〜七五六）の皇太子時代の侍者として、七二一年（養老五）に、十六人の文人たちが選ばれている（『統日本紀』養老五年正月庚午条）。この中の六名は、新羅留学経験、遣唐使としての渡唐経験があったり、百済系渡来氏族の一員であるなど、唐や朝鮮半島諸国と関係をもつ人々であった。

◎『統日本紀』養老五年（七二一）正月庚午条

- ①従五位上佐為王、②従五位下伊部王、③正五位上紀朝臣男人・④日下部宿禰老、⑤従五位上山田史三方、⑥従五位下山上臣憶良・⑦朝来直賀須夜・⑧紀朝臣清人、⑨正六位上越智直広江・⑩船連大魚・⑪山口忌寸田主、⑫正六位下楽浪河内、⑬従六位下大宅朝臣兼麻呂、⑭正七位上土師宿禰百村、⑮従七位下塩屋連吉麻呂・⑯刀利宣令らに詔して、退朝の後、東宮（皇太子首親王）聖武天皇に侍らしめたまふ。

ここで皇太子首親王後の聖武天皇に近侍することになった文人たちは、いずれも漢詩・和歌・学業などにおいて名高い人々であった。このうち、唐や朝鮮半島諸国と関係する人々は、次の通りである。⑤山田史三方は僧として新羅に留学し後に還俗した経験があり、『懐風藻』に大学頭として漢詩がみえ、『藤氏家伝』藤原武智麻呂伝にも「文雅」として名を列している。⑥山上臣憶良（六六〇〜七三三？）は、『万葉集』の歌人として名高く、遣唐使少録として渡唐した経験を

持つ。⑩船連大魚は、百済系の渡来氏族船連氏の一員である。⑪山口忌寸田主も、倭漢氏の支族である山口忌寸氏の一員である。⑫薬浪河内（高丘連河内）は、百済から渡来した沙門詠の子で、大学頭にまでなり（『続日本紀』神護景雲二年六月庚子条）、『藤氏家伝』藤原武智麻呂伝にも「文雅」として名を列する。父の沙門詠は、白村江の敗戦の年である六六三年に百済から渡来している。⑬刀利宣令は、百済からの渡来氏族刀利氏の一員であり（『続日本紀』天平宝字五年三月庚子条）、『懷風藻』や『経国集』に漢詩文を伝え、『万葉集』にも和歌を残す。

『藤氏家伝』（下巻、藤原武智麻呂伝）に天平の文人として掲げられた人々は、長屋王家とは別の藤原氏系の文化サロンに列なる人々としても評価されるが、それぞれの文化的分野に長じた官人として、首皇太子の侍者とも重なって天平文化を代表する存在であったといえる。その中に、文雅とか風流侍従・宿儒などといった項目立てがみられることは、長屋王邸文化サロンの存在ともあわせて、漢字文化が宮廷で重視された様相をうかがわせるものである。

◎『藤氏家伝』下巻、藤原武智麻呂伝にみえる天平の文人

風流侍従

六人部王・長田王・門部王・狭井王・桜井王・石川君子・阿倍安麻呂・置始工

宿儒

守部大隅・越智広江・肖奈行文・箭集虫麻呂・塩屋吉麻呂・檜原東人

文雅

紀清人・山田御方・葛井広成・高丘河内・百斉倭麻呂・大倭小東人

方子

吉田宜・御立呉明・城上真立・張福子

陰陽

津守通・余真人・王仲文・大津首・谷那康受

曆算

山口田主・志紀大道・私部石村・志斐三田次

呪禁

余仁軍・韓国広足

僧綱

神叡・道慈

奈良の正倉院に残る正倉院宝物の、アジア各地に由来する舶来品の数々によって、聖武天皇の宮廷がもっていた国際的文化環境はよく知られる。さらに、長期の留学を終えて唐から帰国した留学僧・留學生の玄昉（七七四六）や吉備真備（六九五〇七七五）を重用したり、百済王末裔の百済王敬福（六九八〇七六六）を信任したように、聖武天皇の周囲に

は、人的にも国際的環境が存在していたのであった。ただし、七世紀に朝鮮半島から渡来してきた人々や、鑑真（六八八～七六三）のように唐から渡来してきた人々が占める割合は、国際的危機が一応落ち着いた八世紀には次第に減少し、日本の側から海外に赴いた遣唐使・遣新羅使・遣渤海使の役割が増したといえよう。

#### 四 八世紀における漢字文化の地方展開

##### 1 八幡林官衙遺跡出土木簡

###### (一) 郡符木簡

古代の地方社会における漢字文化の受容・展開を知る上で重要なのが、最近発見例が増えてきた郡符木簡と封緘木簡である。ここでは、漢字文化受容の地方的展開をみる上で、八幡林官衙遺跡（新潟県長岡市）出土木簡の郡符木簡・封緘木簡をみておきたい（佐藤信「越後の古代地方官衙の実像―八幡林官衙遺跡群」『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年、もと二〇〇〇年）。

##### ◎八幡林官衙遺跡出土木簡

八幡林官衙遺跡は、越後国古志郡内に位置する八世紀前葉～九世紀前葉の地方官衙遺跡である。遺跡の性格については、郡家説・郡司館説・国府出先機関説・関説・駅家説・城柵説などがあるが、こうした多機能の地方官衙施設が群として集合した様相を示す遺跡ともいえよう。この遺跡からは、八世紀前葉の郡符木簡や八世紀半ばのものをふくむ多数の封緘木簡が出土している（新潟県和島村教育委員会『八幡林遺跡』和島村埋蔵文化財調査報告書第一集・第二集・第三集、一九九二・一九九三・一九九四年）。

##### ◇八幡林官衙遺跡出土木簡1号

・ 郡司符 青海郷事少丁高志君大虫 右人其正身率

□



大郡向參朔告司〔身か〕率申賜  
符到奉行 火急使高志君五百嶋  
九月廿八日主帳丈部〔 〕

五八四×三四×五〇二一

「郡司符」から記載されるこの郡符木簡は、養老年間（七一七～七二四）頃、越後国蒲原郡司が郡内の少丁に国府の告朔司への出廷・上申を命じた召喚状であり、同時に過所（通行証）としての機能を果たして最終的に隣郡古志郡の八幡林官衙遺跡で廃棄された木簡である。八世紀はじめに、越後国蒲原郡司が郡内の少丁に命令を下すのに、わざわざ公式令（13符式条）にならった文書木簡を発行しており、それを受け取った少丁の高志君大虫の側も木簡の文面を十分理解したことが知られる。

このように公式令にみられる下達文書の「符」にならって「郡（司）符」と書きはじめる郡符木簡は、すでに各地の地方官衙・郡家遺跡から多く出土している（佐藤信「郡符木簡にみる在地支配の様相」『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、一九九九年、もと一九九六年）。その出土例は、八世紀初めから九世紀半ばにわたって、荒田目条里遺跡（福島県いわき市）・屋代遺跡群（長野県千曲市）・伊場遺跡（静岡県浜松市）・杉崎廃寺（岐阜県吉城郡古川町）・西河原遺跡（滋賀県野洲郡中主町）・長岡京跡（京都府向日市）・山垣遺跡（兵庫県水上郡春日町）などの諸例におよぶ。このことは、全国的に、八世紀初頭の頃から、郡司が郡内に命令を伝達する際に文書木簡を広く用いていたことを示している。

郡司にはもと国造などの伝統的な地方豪族が任じられたから、彼らの伝統的支配権によって郡内への命令は使者による口頭伝達でも充分なはずであろうが、律令制の文書主義に従って郡符木簡が利用されたところに、地方行政の新しい段階が認められるのである。郡司クラスの地方豪族による在地支配は、律令制の確立とともにかつての口頭による人格的支配から文書による行政的支配へと変質していったといえよう（早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」『日本古代官僚制の研究』岩波書店、一九八六年、もと一九八三年）。

## （2）封緘木簡

封緘木簡は、長方形の材の下端を羽子板の柄状に整形し、上部の左右に一、二個所の切欠きをもつ形態をとり、宛先や

「封」字を表に記載した木簡である。整形したやや厚手の材を二枚に裂き割るか裂け目を入れるかし、その間に紙の文書をはさんで封じ、かかげる機能をもったものである（佐藤信「封緘木簡考」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、もと一九九五年）。

八幡林官衙遺跡からは、次のような封緘木簡も多く出土している。

◇八幡林官衙遺跡出土木簡32号

上大領殿門

三八五×三六×六 ○四三

八幡林官衙遺跡以外でも、これまでに平城京（奈良県奈良市）の長屋王家木簡・二条大路木簡のほか、大宰府跡（福岡県太宰府市）・山垣遺跡・郡山遺跡（宮城県仙台市）など各地の地方官衙遺跡から出土しており、広範に利用されたことが分かってきた。とくに八幡林官衙遺跡出土木簡のように、郡司・大領宛ての封緘木簡が多数存在することは、郡司より下位のクラスの人々が郡司に向けて紙の文書を送付していたことを示しており、注目される。八世紀半ばに、当時の辺要の地であった越後国古志郡において、封緘に関する書札礼をわきまえながら紙の上申書状を書いた郡司より下の階層の人々が存在していたのであり、漢字文化が地方においても郡家を中心としてつつ早くから浸透していた様相が指摘できる。

## 2 習書木簡

木簡の中には、漢字・漢文の習得を目的とした習書木簡があり、この習書木簡によって、中央・地方における下級官人たちによる漢字文化学習の実態を知ることができる（佐藤信「習書と落書」『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年、もと一九九〇年）。習書木簡を習書の対象からみると、まず典籍を習書した木簡があり、漢字・儒教の初学書・基本書から漢文の文例集などを習書したものがみられる。習書対象として、これまでに「千字文」「論語」「文選」「魏徴時務策」「王勃集」「楽毅論」「老子」などの典籍が知られている。また、律令の条文や公文書の書式を習書した木簡がある。これらは、下級官人にとって必要な知識であったといえよう。

次に文字自身の習書木簡として、漢字を覚えるために様々な練習が為されている。また、「古今和歌集」序で紀貫之が

日本における漢字文化の受容と展開（佐藤）

「てならふ人の、はじめにもしける」と紹介する「難波津の歌」(なにはづにさくやこのはな冬ごもりいまははるべとさくやこの花)を、万葉仮名で習書した木簡が多く出土しており、手習い初学の手本が知られる。このように、習書木簡からは古代における漢字・漢文の習得方法を知ることができる。木簡は、紙と異なって小刀で削って書き直しが可能であることから、習書・落書のための材料としてしばしば用いられた。そして、こうした習書木簡の出土が宮都のみではなく広範な地方の遺跡からも出土していること、また、下級官人を中心として寺院建築の造営現場における工人のような人々をふくむ幅広い階層が習書の主体となっていることが明らかになってきたのである。以下そうした中央・地方にわたる下級官人たちによる習書木簡の事例をいくつか紹介しよう。

◎平城京薬師寺跡(奈良県奈良市)出土木簡

◇・池池天地玄黄

宇宙洪荒日月

靈龜二年三月

・(裏略)

一一一×六四×一一 ○一一

漢字の初学書『千字文』を、七一六年(靈龜二)に習書したものである。薬師寺の回廊近くの井戸から多くの建築部材等とともに出土したもので、造営現場に居た人物による習書と考えられる。

◎秋田城跡(秋田県秋田市)出土木簡

◇・而察察察察察察察之之之之之之之灼灼灼灼灼灼若若

・若若若若若若夫夫渠渠渠渠出緑緑波波波波農農農農

(四五八)×二六×九 ○一九

秋田城跡の外郭東門に外接する官衙地区の井戸から出土した習書木簡。『文選』中の魏の曹植の名文「洛神賦」の一節を一字ずつ習書したものである。八世紀半ばに、秋田城の官人が懸命に「文選」を学んでいた様子が見える。古代東北の城柵遺跡が、行政拠点としての性格をもったことを示す木簡でもある。

◎法隆寺(奈良県生駒郡斑鳩町)五重塔初層天井組子裏面落書

## ◇奈尔

奈尔波都尔佐久夜己

法隆寺五重塔の部材の、表からは見えない個所に記された習書。手習い「難波津の歌」の習書で、法隆寺の塔造営にあたった工人などによる記載と考えられる。

◎藤原京（奈良県橿原市・高市郡明日香村）左京七条一坊西南坪出土木簡

藤原宮から朱雀大路を南に三〇〇メートルほど下った東側に位置する藤原京左京七条一坊西南坪の大規模邸宅から出土した「難波津の歌」の習書木簡。藤原宮期後半の池状遺構から出土した木簡中の一点（奈良文化財研究所「藤原京左京七条一坊西南坪発掘調査現地説明会資料」二〇〇一年）。

## ◇・

奈尔皮ツ尔佐久矢己乃皮奈泊留己母利<sup>〔異カ〕</sup>真波、留部止

□ □

佐久□□□□職職

□ □

・ 奈尔皮職職馬来田評

三八七×三四×四 〇一一

「難波津の歌」のほぼ全文がみえる習書で、藤原京時代（六九四〜七一〇年）から「難波津の歌」を手習いの初学に用いたことを示す。

◎市川橋遺跡（宮城県多賀城市）出土木簡

市川橋遺跡は、古代陸奥国府である多賀城の南面に位置する遺跡で、多賀城南門から南に延びる南北大路の西側を流れる河川から出土した木簡の一点が次の木簡である。時代は奈良時代〜平安時代初頭の年代とされている（古川一明・吉野武「宮城・市川橋遺跡」『木簡研究』二二号、一九九九年）。

## ◇・

杜家立成雑書要<sup>〔略雑カ〕</sup>□□書<sup>〔略カ〕</sup>□□□□□□□□<sup>〔成立家カ〕</sup>

日本における漢字文化の受容と展開（佐藤）

・杜家立成雑書要略一卷雪寒呼知故酒飲書 三六〇×三六×六 〇一一

『杜家立成雑書要略』の書名と冒頭部を習書した木簡である。『杜家立成雑書要略』は、唐初の貞観年間頃に成立した書簡の文例集であり、正倉院に伝わる王羲之を模したという光明皇太后（七〇一～七六〇）自筆の写本が名高い。一字ずつ丁寧に習書しており、『杜家立成雑書要略』の巻物を横に置いて書いたことが推測される。正倉院本とは本文の一部や書風が異なり、光明皇太后所蔵本とは別の写本が多賀城まで来ていたことが知られるとともに、それを学んだ官人が存在したのである。

#### むすびにかえて―地方における漢字文化の展開―

各地の官衙遺跡などから古代の文字資料が大量に出土してきた背景には、日本の律令国家が中国にならって文書主義を特徴としたことがある。文字による情報伝達（中央から地方に向けた命令伝達と地方から中央に向かう情報集約）を通じて、はじめて律令国家は中央集権的な国家体制を確保できた。こうした文書主義は、それまでみられた「口頭の世界」を「文字の世界」へと変換させていった。言い換えれば、天皇対官人たち、中央政府対地方豪族、そして地方豪族対民衆といった諸関係において、人格的な支配従属関係から官僚制的・行政的な上下関係への変化が出現したといってもよいだろう。七世紀後半に日本律令国家が確立していく過程では、中央・地方の諸官衙には漢字の読み書き能力と儒教的教養とを身につけた大量の下級官人群が創出されて、はじめて全国支配が可能となった。そして、実際これら膨大な数の下級官人たちが短期間のうちに養成されたことによって、律令国家が一応の確立をみたのであった。

これまでは、文書主義を特徴とする律令国家が確立し、その後、に国府や郡家などの地方官衙を通して、次第に漢字文化が地方社会に展開していったと見てきた。そのことは、地方官衙遺跡から出土する大量の文字資料（木簡・漆紙文書・墨書土器など）によっても裏付けられてはいるが、上にみてきたような最近の七世紀地方木簡や地方官衙遺跡からの郡符木簡・封緘木簡の出土例の増加によって、八世紀前半にはすでにかなりの規模で地方官衙周辺に漢字文化が浸透していた様相が明らかになってきた。そしてそれに先行する七世紀代に、各地の地方豪族が主体的・積極的に漢字文化・儒教を導入

していたことが知られた。そうした動向が前提としてあったからこそ、日本の律令国家が、短期間で中央・地方に大量の官人をそろえ、中央集権的な国家体制を確立することができたのである。漢字文化が列島の地方に及ぶ時、地方の側にもそれを受容する能力があつてこそ、地方における漢字文化の展開が可能となり実現したという面をも見なくてはならないのではないだろうか。

日本列島における漢字文化の受容と展開については、今後とも木簡・金石文・文字瓦・漆紙文書・墨書土器などの出土文字資料や、文房四宝（紙・筆・墨・硯）に関する考古遺物の発見によって、さらにその具体像が明らかになるとと思われる。

#### 参考文献

- 沖森卓也・佐藤 信・矢嶋 泉『藤氏家伝鎌足・貞慧・武智麻呂伝注釈と研究』吉川弘文館、一九九九年
- 佐藤 信『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年
- 佐藤 信『古代の「大臣外交」についての一考察』『境界の日本史』山川出版社、一九九七年
- 佐藤 信『古代の遺跡と文字資料』名著刊行会、一九九九年
- 佐藤 信『出土史料の古代史』東京大学出版会、二〇〇二年
- 佐藤 信編『律令国家と天平文化』（日本の時代史4）吉川弘文館、二〇〇二年
- 佐藤 信編『日本と渤海の古代史』山川出版社、二〇〇三年
- 佐藤 信『古代地方豪族の漢字文化受容と文字』『無名の万葉集』笠間書院、二〇〇五年
- 佐藤 信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、二〇〇七年